



# 通信

第 142 号 2022. 1. 26

## 公益社団法人 福島原発行動隊

東京都千代田区神田淡路町1-21-7

静和ビル 1階A室 〒101-0063

Tel: 03-3255-5910 Fax: 03-3525-4811

Mail: svcf-admin@svcf.jp Web: http://svcf.jp

転居された方は事務局 (svcf-admin@svcf.jp) まで転居先をお知らせください

## 第 110 回院内集会

### 「原発災害被災者の生活回復をどのように実現するか」報告

1月20日、2022 年初めの第110 回院内集会を以下のように行いました。

2021 年末の第109 集会に続き「原発災害被災者の生活回復」をテーマとし、帰還困難区域の設定や解除の行政実務に当たっている内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チームの担当官と、第109集会に参加された帰還困難区域からの避難者他とにより真摯な討論が行われました。なお、コロナ第6波という状況となっているため、1月もオンライン集会としました。

#### ● 討論参加者:

内閣府原子力災害対策本部原子力被災者生活支援チーム

参事官補佐 滝澤 慶典 (たきざわ やすのり)

同 鈴木 慶 (すずき けい)、

同 原 貴彰 (はら たかあき)

帰還困難区域からの避難を余儀なくされている被災者

木村 純子 (きむら じゅんこ) /元福島県立医科大学教授(いわき市在住)

渡部 正勝 (わたなべ まさかつ) /元大熊町生活環境課長、前同町社会福祉協議会事務局長(いわき市在住)



## 【討論記録】

### テーマⅠ：

避難指示(帰還困難区域等設定等)の法的根拠。特に、住いを奪う避難指示は、憲法 22 条で謳われる「居住の自由」との関係でどのように理解すべきか。

内閣府：避難指示の法的根拠は、原子力災害対策特別措置法第 15 条 3 項である。

※ 原子力災害対策特別措置法第 15 条 3 項

「内閣総理大臣は、第一項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、前項第一号に掲げる区域を管轄する市町村長及び都道府県知事に対し、第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十条第一項及び第六項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。」

憲法 22 条「居住移動の自由」との関係を言えば、一般論としては居住の自由の制限は原則的には認められていないが、公共の福祉の観点から合理的な範囲内で国民の権利を制限する法律を制定することは可能とされており、その是非は、制限の必要性、その内容の合理性等を総合的に勘案して判断されるとされている。

福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質による発電所の付近地域住民への健康被害が生じることを防ぐという放射線防護策の必要があるため、制限の必要性は認められると考えている。

そして、放射線防護策を講ずる際の基準となる線量は、国際放射線防護委員会(ICRP)が設定した「20～100 ミリシーベルト/年間」を参考に、最も厳しい値である「20 ミリシーベルト」としている。このように国際機関の勧告を参考にした基準に基づき実施している措置であり、内容の合理性も認められると考えている。

質問：原子力災害対策特別措置法の立法過程で、避難指示による居住の自由制限についての憲法審査は行われたのだろうか。

内閣府：その当時自分がその作業に関わっていたわけではないが、居住の自由に関する規定があるため、その合憲性の審査は行われたと思う。

質問：住民を放射能被曝から守るために居住の自由を制限しているとのことだが、住民の

側が「被曝するとしてもそれは自己責任であり保護は不要だ」としている場合はどうするか。

内閣府：われわれとしては一般原則に従って(居住規制を)行う。行政として、国際機関や専門家等の知見をもとに住民の安全・安心を確保できると判断できない地域に自由に居住することを認めることはできないと考えている。

質問：線量測定はどの程度の頻度とやり方で行って居るのか。

内閣府：航空機で年1回行っている。

### テーマⅡ：

帰還困難区域の設定、ないしはその解除は誰(どの担当部局のどの担当官)が行っているのか。被災地の現場で生ずるいろいろな問題は誰に訴えればよいのか。

質問：現場で聞いても内閣府の長の内閣総理大臣といった答えしかなく分からないので、東京で実務レベルで担当している担当官を教えて欲しい。また、総理大臣などはどのように関係しているのか教えて欲しい。

内閣府：避難指示や避難指示区域を担当しているのは、内閣府原子力被災者生活支援チームであり、担当官は課長レベルでは総括参事官、局長レベルでは支援チーム事務局長補佐を務める経済産業省福島復興推進グループ長、副大臣レベルでは現地対策本部長を務める経済産業副大臣、大臣レベルでは支援チーム長を務める経済産業大臣となっている。避難指示は、法律上は内閣総理大臣が出すことになっており、実務上は内閣総理大臣が本部長を務める原子力災害対策本部で決定しており、その事務局を内閣府原子力被災者生活支援チームが務めている。

### テーマⅢ：

原発災害発生から 10 年を過ぎ、放射能汚染線量の減衰や公的除染が進む一方、元の家に戻還する事を望む被災/避難者の高齢化が進み、早期の避難指示解除が喫緊の課題となっている。避難指示(帰還困難区域)の解除は実際どのようにしたら可能なのか。

木村：2021 年末、我が家の線量を専門の会社に測定してもらったデータからすると、避難しなければならないような状況ではない。

2021年12月13日12時台の測定値は、家の中が約1マイクロシーベルト、畑が約3.5マイクロシーベルト、もし、1日のうち8時間を畑、16時間を家の中で過ごすとして計算すると、年間16ミリシーベルトで、20ミリシーベルト以下である。直ちに解除して欲しい。

**内閣府：**「特定復興再生拠点区域外（以下、「拠点区域外」）」については、2021年8月31日の原子力災害対策本部・復興推進会議で「2020年代をかけて帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めていく」と政府方針を決定し、具体的には、2022年度から（帰還希望の）意向確認→解除範囲の設定→除染→避難指示解除という手順で行おうとしている。

木村さん宅はいわゆる「拠点区域外」であり、直ちに解除というわけにはいかないが「解除が2030年になってしまう」ということではない。出来るだけ早く解除が可能になるようにしていきたい。

**質問：**「拠点区域外」の除染は、「拠点区域」に比して後回しにされるということだが、そうした手順を被災者および現地の実情に応じて改めることはできないか。

**質問：**キロメートル単位四方の「区域」ではなく、個々の住宅地域について解除を進めていくことは出来ないか。

**内閣府：**「拠点区域外」については、まだ解除の方針が決まっていない。他方、「拠点区域」の解除と並行して、2022年度から意向確認を進める予定であり、遅滞なく解除していきたい。

**質問：**木村さんなどについては帰還希望者の意向ははっきりしている。実際に、どうすれば解除されるのか。

**内閣府：**意向確認の際に、帰還のご意向を示していただいたのち、除染範囲の確定→除染→解除という流れとなる。他方、解除の基準はまだ決まっておらず、「希望」に従って直ちにというわけにはいかない。過去例に従えば、1、線量が下がっている 2、除染がなされている 3、インフラ・生活環境が整備されているという 3つの条件などを課すこととなる。

**渡部：**個別にという考え方はおかしい。ライフラインや生活環境の一定条件を整えていくことが必要だ。

**内閣府：**貴重なご意見として賜りたい。現時点

で確定的なことは申し上げられないが、生活環境の整備の方針についても協議を進めているところ。「希望」だけで解除はできない点について、ご迷惑をかけていることは申し訳ない。一刻もはやくご希望がかなうようにしたい。

#### テーマⅣ：

帰還困難区域の解除が行われるまでの間、帰還希望者が自宅の保守等のために行う、いわゆる一時帰宅を、煩雑な手続き無しに自由に行えるようにするための便法をとれないか。

**木村：**一時帰宅するには、先ずその前日までに電話で申請をする。当日はスクリーニング場を通して帰還困難区域に入り、わが家を封じているバリケードの錠を現地に来ている監視員に開けてもらわねばならない。錠番号は帰還の度に変えられている。

入域時間は9時から16時まで。

水、木は立ち入り休止。クリスマスから正月明けまで（12月22日～1月7日）も休止。3月の春休みやお盆も休止。令和3年度（令和3年4月～令和4年3月）の1年間に立ち入りできない日は120日にのぼる。

15歳以下は入れない、学生に春・夏休みに故郷の家を見せたくてもそれが出来ない。しかも滞在時間は9時～16時まで（実際には前後のスクリーニング場の立ち入り手続きで削減）。

帰還困難区域内の墓参りを立入休止日に申請した際には、誰が埋葬されているかの証明書（戸籍謄本、住民票）類を要求された。

**行動隊員：**いわき市、郡山市、須賀川市など遠いところで避難生活をしておられる方たちは、ほんとうに厳しい状態にある。木村さんの場合は、90歳を超え「毎日でも帰りたい」と言われる母上と遠路一時帰宅を繰り返しておられて文字通り時間の問題だ。今言われたような不便を軽減するように、たとえばご自宅のバリケード錠は自分で持てるような便法をとって欲しい。

**内閣府：**持ちかえって検討する。

**質問：**確実に対応してもらう必要がある。そのためには被災者の要望は、どこにどのように伝えたらよいか。文書が良いのか、電話が良いのか。



内閣府：正確性を期するために可能であれば文書（メール）でいただきたい。内閣府の原子力被災者生活支援チームにお送りください。

#### 自由討論、質疑、意見交換：

木村：避難指示解除に伴う除染は私のところではしないで欲しい。必要ない。地面を5 cmの深さではぎ取るようなことをすれば、土壌菌がなくなってしまう。それも大事なわが家の財産だ。昆虫もたくさん住んでいる里山を壊すようなことをしてはならない。

行動隊員：生活の回復に不可欠なライフラインの回復が出来ないでいる間は、それに準ずる手立てを講ずるべきだ。

行動隊員：帰還困難区域への立ち入りを自由に、除染はしないでというお話しがあった。植木は大事だということもよく分かる。しかし、放射線や立ち入り規制などについての知識のないひとが高い線量をあびてしまう危険もある。よく考えていただきたい。

渡部：原発事故から11年になる。政府は説明するだけでなく、もっと福島現場にこまめに来て欲しい。「汚したんだから、きれいにして返せ」と言いたい。

行動隊員：帰還困難区域他は経年変化で線量も低下し、除染も進められリスクは一定程度減じているかと思うが、廃炉作業が難航している福島第一原子力発電所そのもののリスクをどう評価しておられるか？

内閣府：福島第一原子力発電所の廃炉については、内閣府原子力災害対策本部の異なる担当部署が対応しており、原子力被災者生活支援チームとしてはリスクを評価する立場にない。原子炉は冷温停止状態に達し、この担当部局により、ステップ2の完了により原子力発電所の安全性が確認されたとされたことを踏まえて、オフサイト（福島第一原子力発電所外）の取り組みを進めている。

※ [冷温停止宣言（2011年12月16日 野田佳彦首相）](#)

「原子炉は冷温停止状態に達し、不測の事態が発生した場合にも敷地境界における被曝（ひばく）線量が十分低い状態を維持できる」

※ 宣言に基づき2021年12月21日に策定された『東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ』第1版 5枚目3ページでは、廃止措置の終了時期については、

「第3期：第2期終了～廃止措置終了まで（目標は30～40年後）」としている。

ちなみに、この廃止措置終了の目標時期については、[現行の『ロードマップ』第6版](#)でも維持されたままになっている。

## <原子力災害考証館furusato>訪問記

理事長 安藤 博

2021年末川内村ぶどう園などでの福島行動の帰途、いわき市湯本インターチェンジから常磐高速道に乗る前に、湯本温泉の老舗旅館古滝屋に立ち寄り、同館9階の「原発災害考証館」を見学してきました。2019年5月23日の第82回院内集会で「100年後の東北を考え、今を生きる」と題して講演された同館16代当主の里見喜生社長が、ご自分の旅館内にこの施設を開設すると言っておられたのを思い出したからです。

里見さんが「考証館」を思い立たれたのは、2013年に熊本県水俣市を訪れた時のことで、水俣病に関する公設、私設の伝承施設を回り「公的施設を補う、みんなの手による施設が必要だ」と。

設立趣意書に以下のように記されています。

「震災から10年目の節目に国は双葉町に『東日本大震災・原子力災害伝承館』を建設し、震災の

風化を防ぐための情報発信を行うとともに防災・減災に役立てるとしています。



一方、原子力災害考証館では災害の被害・原因・解決のための取組を体系的に整理しながら、草の根のひとびとが取り組んできた軌跡（測定、対話、伝承、裁判、人材育成等）や、原子力政策の課題などを幅広く取り扱う予定です。」

東日本大震災と原発事故で客数が減り、使わなくなった9階にある約20畳の宴会場を改装して、約30平方メートルの部屋に資料約100点を展示。オープンは2021年の3月12日。福島原発1号機の原子炉建屋が水素爆発した日に合わせたとのことです。



館内には商店街のパノラマ写真や避難者が作った情報紙などを展示。関連書籍のほか、原発事故で避難した住民が起こした裁判の記録、震災・原発事故発生日の記事が載った当時の新聞が集められています。

インターネットも活用。原発事故に関連した映像DVDや書籍などを目録化し、関心のある人が資料にアクセスしやすい環境を整えようとしています。壁面には、当時の捜索活動を撮影した特大サイズの写真が。また、原発事故後の浪江町の街並みを写したパノラマ写真のほか、原発事故に関連する雑誌や裁判の資料、新聞の紙面などを紹介しています。今後、原発事故に関する資料を収集するほか、意見交換会や双葉郡を中心

としたツアーも構想しているとのこと。

館内には、東日本大震災による津波で行方不明になり、2016年12月に見つかった大熊町の熊小1年生の女子児童＝当時7歳＝の遺品も展示されていて、ランドセルや帽子などが瓦礫に埋もれた様子が再現されています。

展示室で＜大熊未来塾＞塾長木村紀夫さん編集の同塾機関紙『SOIL』の第一号(2021年8月25日発行)を手にしました。「大熊町生まれ、津波で家族3人を亡くし、父親と妻の遺体は震災後2カ月以内に発見されるが、次女の汐風(ゆうな)の遺骨の一部が発見されたのは震災から5年9か月後。自身の体験から防災と現代社会の豊か生活への疑問について発信している。」と自らを紹介されています。



『SOIL』には、もう一人の編集者岩波友紀さんが撮った福島の四季のきれいな写真11枚が載っています。

## (投稿)シンポジウム「福島第一原子力発電所の汚染水対策の現状と課題

### ーALPS処理水の海洋放出計画の問題点ー」参加報告

行動隊員 伊藤 邦夫

日本弁護士連合会が催したウェブシンポジウムに参加しました。シンポジウムの状況と私の感想を報告します。

事前に参加申し込みをした人は500人規模であったようです。

報告の内容は私の解釈であり報告者の発言そのものではありません。

#### ▼概要

名称:表題の通り

日時:2021年11月26日(金)17時30分-19時40分

#### ▼進行次第

基調報告1「海洋放出計画の問題点」

満田 夏花 氏(原子力市民委員会座長代理、国際環境NGO FoE Japan理事・事務局長)



- ・ 海洋放出計画の規模などが報告された。
- ・ 排出基準の何分の1に希釈するから安全と言われても、排出基準そのものが信頼できないので、安心はできない。
- ・ 代替案が十分に議論されていないのも問題点である。
- ・ 漁業者の理解なしには海洋放出しないと約束しておきながら、海洋放出を決めたあとでこれから漁業者の理解を得るとは一体何ごとか？

## 基調報告2「汚染水被害を減らすための、長期対策の必要性」

浅岡 顕 氏 (名古屋大学名誉教授、元(公社)地盤工学会会長)

- ・ 事故の収束状態をどこにおくかの議論が十分されていない状況なのが汚染水処理の問題点である。
- ・ 地下水流入対策としての凍土壁建設は仮の施策であった。現在すでに(冷却管の腐食に基づく)設計寿命を迎えつつある。
- ・ 汚染水の発生量の増大が危惧される。
- ・ 絵に描いた餅である現在の中長期ロードマップに代わる長期計画を考えるべきである。

## 基調報告3「汚染水対策の代替案等について」

川井 康郎 氏 (原子力市民委員会原子力規制部会)

- ・ 今すぐに海洋放出するのではなく、汚染水の長期管理を考えるべきである。
- ・ 長期管理方法としてはモルタル固化がましな案である。

コーディネーターによる各報告者への質疑(一般参加者との質疑はなし)

- ・ 特記することはない。

## ▼感想

- ・ 凍土壁建設は仮の施策であって現在すでに設計寿命に達しつつあるとは知らなかった(30年とか40年とか持つものと思っていた)。
- ・ 海洋放出なしにはこれからの原発・再処理工場の運用が成り立たないのが、海洋放出を決めた本当の理由だという噂は本当かもしれない。
- ・ 現在の事故の収束事業というのは絵に描いた餅を示しつつ海洋放出を続けて、当事者が死に絶えるのを待っているということかとも思う。
- ・ 日弁連人権部がこのシンポジウムを催しているということは、海洋放出が訴訟の対象になるか検討しているということだろうか。

## ..... 2月の行動計画 .....

### <第111回院内集会>

日時：2月17日(木) 11:00~13:00(予定)

会場：オンライン(Zoom)

演題：「帰還困難区域から避難中の被災者の行政に対する要望を国会議員に伝える」

講師：避難中の被災者、各党議員

<SVCF通信143号> 2月23日(水) 発行予定

<連絡会議> (右地図参照)

以下の各金曜日10:30から淡路町事務所

2月4日、11日、18日、25日

